

# 日本の ODA を変えたコトパンジャン・ダム裁判

佐藤仁著「開発協力のつくられ方」―「第9章『問題案件』のその後」批判（2）

コトパンジャン・ダム被害者住民を支援する会  
事務局長 遠山勝博

## 第2章 「優良な案件」という評価に誘導する「カリミ・藤倉調査報告書」

第1章では控訴理由書を抜粋しながら、「カリミ・中山調査報告」が極めて政治的な意図の下に作成されたものであり、そしてその重要な根拠の一つが先の報告書を「否定」する「新カリミ・中山報告書」だったのだが、この報告書が東京地裁判決以前に公表されなかったため、裁判所の誤った事実認定が行われた一因になったことを述べた。では、2018年3月にカリミと藤倉良が中心となって作成・公表した「インドネシア、コトパンジャン・ダムによる住民移転の長期的評価（調査報告）」<sup>1</sup>（以下『カリミ・藤倉調査報告書』と略す）はどうだろうか。

### 第1節 「カリミ・藤倉調査報告」は「新カリミ・中山調査報告書」を再度「訂正」

「カリミ・中山調査報告書」以来、この報告書の中に、はじめてJBICの「事後評価報告書」（第三者評価報告書）の評価が登場した。それは、

14村がUPP型を選択したにもかかわらず村民の過半数が主たる収入源をゴムと回答したのは4村に留まっている。この地域で移転前にゴムを主要収入源としていた世帯は59.7%であったが、移転後には19.6%に低下した。代わりに移転前に1.5%しかなかった漁業が19.4%に増加し、収入源のない世帯は0.6%から6.2%に増加した。ゴム園が未整備であったために村民が生計手段を失い、それ以外の手段で生計を立てざるをえなくなった状況が窺える。」（29頁）

という部分である。これはカリミ、藤倉らが「研究者としての良心」に従い、過去の誤りを認めたということであろうか。そうでないことは、次のような記述を見れば明らかだ。

この報告書の本文では「JBICは2003年にコトパンジャン・ダム・プロジェクトの第三者評価を行った。その後、本編執筆者の一人であるKarimiらが継続的に調査研究を行っている。」（28頁：以下アンダーラインはすべて執筆者による）と記述されている。そのまま読めば、JBICの第三者評価を行った研究者の中に、カリミ、中山、藤倉が含まれていると

---

<sup>1</sup> 著者：藤倉良、カリミ シャフルディン、アンドリアヌス フェリー、ほか、出版者：法政大学公共政策研究科『公共政策志林』編集委員会、雑誌名：公共政策志林=Public policy and Social governance、巻6、ページ 27-37、発行年：2018-03-24、URL: <http://doi.org/10.15002/00014449>

は思わないであろう。しかし、巻末5項目の「注」の最後に「本稿の共著者である藤倉と Karimi はこの第三者評価に加わっていた」と「さりげなく」書かれているのである。この問題は「カリミ・中山報告書」の信頼性にかかわる重大問題として指摘されていた事実である。このような方法で、「研究者の良心」にもとる過去の誤りを「無かったこと」にしようとするのは、二重の意味で姑息な態度だと言わざるを得ない。

また、「JBICによる調査を深堀するため、2004年に Karimi ら (2005) は満足度が想定的に高いコト・メスジッド、プラウ・ガダンの2村と、満足度が低いタンジュン・パウ、ポンカイ・バルの4村を選び、各村落で任意に選択した50世帯に対して面接調査を実施した。」(30頁)との記述がある。これも「深堀」という言葉によって、「カリミ・中山報告書」が第三者評価報告書を補完するものであったかのように印象付けている。その目的は、本稿第1章で明らかにした「カリミ・中山報告書」の問題点を隠蔽するためだと言わざるを得ない。

## 第2節 あくまでプロジェクトが成功したと強弁

さらに問題なのは、この「カリミ・藤倉調査報告書」が、「現在では多くの住民が移転してよかったと回答するようになった。」(35頁『5 まとめ』)という評価を下していることである。つまり、「新カリミ・中山報告書」で認めた問題は、解決されたというのである。

この評価は、いかなる調査結果から導き出されているのだろうか。この「カリミ・藤倉調査報告書」の中でも、ダム建設によって移転を余儀なくされた16か村すべてを対象とした調査データは、約15年前に実施されたJBICの事後評価報告時のもの(30頁 図2)以外にないことが明らかにされている。この調査結果は、プロジェクトが成功したか否かにかかわる重要性を持つものだ。だからこそ、JBICの先行調査と同じ方法(16か村の住民に対して同じ質問項目を使用)で調査を実施し、その結果に基づいて評価を下すべきである。これは社会調査の専門家であれば自明のことだと思うが、そのような調査は行われていないのである。

報告書には2017年に「ムアラ・マハット・バル、マヨン・ポンカイ、コト・メスジッド、タンジュン・パオ<sup>2</sup>(原文のママ)の4村を訪問し、ヒアリング調査を行った。」(33頁)と書かれている。最新の調査は16村のうちのわずか4村にすぎない。しかも、報告書にはこの調査結果で「よかった」の回答が多数を占めるよう、村の選択が行われたことが「正直に」書かれている。それは、選ばれた4か村のうちの「前2者は移転時に2ヘクタールのアブラヤシプランテーションの分譲を受けるPIR型を選択し、移転直後から比較的満足度の高かった村落である。」(33頁)という部分だ。そしてムアラ・マハット・バルについて、「面接調査をしたのは同村落でも経済的に成功した世帯」(33頁)であるとも書かれているのである。さらに残る2村のうちのコト・メスジッドについては、「JBICの調査で移転の満足度が最も高かったコト・メスジッドと、満足度が低く2005年の調査対象でもあったタンジ

<sup>2</sup> タンジュン・パウの誤記であろう。

ン・バリとを比較するため、2010年にそれぞれ50戸をランダムサンプリングして面接調査を行った（Karimi and Taifur 2013）。」（31頁）、「2013年にはコト・メスジッドの100世帯を対象にした追加調査が行われた（Karimi2015）。」（32頁）と書かれている。4村のうちの3村は、「よかった」が全体で多数を占めるよう選択されたのである。

最後のタンジュン・パウについては、「平地が少ないのでゴム栽培は順調にはいかないようで、ペカンバルやパダンなど近郊都市に仕事を求めて出ていく人も多い。」（34頁）と書かれている。当然経済的な不満から移転に否定的な回答が多いはずなのだが、報告書には「豊かな生活を送れているようには見えないが、交通手段が改善し、高校や保健所にアクセスできるようになったので、移転前より生活は良くなったと答えていた。（34頁、35頁）と書かれているのである。明らかに質問者が求める回答を引き出すため、誘導が行われたのではないかと言わざるを得ない。もしそうであれば、「研究者の良心」にもとる調査方法であろう。

### 第3節 「教訓」は自らに

前節で述べたように、「カリミ・藤倉調査報告書」の移転に対する満足度調査は、極めて不十分かつ問題を含んだものであった。にもかかわらず最後の「5 まとめ」では、「現在では多くの住民が移転してよかったと回答するようになった。」という評価を前提として、「教訓」を列挙している。具体的には、「プロジェクトの実施者は移転民が移転先の農地から得られる収穫で生活が再建できるまでの間、十分な生活支援策を実施することが重要である。」（35頁）、「住民がゴム園から収穫を得られるまで十分な生活支援を行っていれば、ここまで問題が深刻化することはなかったであろう。」（35頁）、「移転民には何等かの副収入を得る機会を提供すべきである。」（36頁）などである。

これらの「教訓」のうち、最も強調されているのは生活再建までの十分な経済的支援である。言葉を変えていえば、コトパンジャン・ダム・プロジェクトにおいて「問題が深刻化」したのは、経済的支援が不十分だったということだ。それは、移転したすべての村の調査を踏まえて問題の深刻さを指摘した「事後評価報告書」を「深堀」し、「公平な第三者の立場」で再調査した結果、「一般的には、移転後、住民の生活状況は改善したと結論づけてもさしつかえないだろう」という「カリミ・中山報告書」が誤っていたと認めたに等しい。すでに述べたように、この報告書が裁判所の判断に大きな影響を及ぼし、住民被害の認定が妨害されたのは明らかである。それは、移転対策の不備で生活困窮に陥っている住民を対象としたインドネシア政府による追加の支援を遅延させ、問題をより深刻化させた原因の一つである可能性がある。また「教訓」には、「副収入を得る機会」の提供が挙げられている。住民たちは、所得の低下による生活悪化に対して、ただ手をこまねいていたわけではない。不十分なゴム園からの収入と政府による支援の遅れを補うため、近郊の都市からマレーシアに至る広範囲の出稼ぎからの送金、川沿いから高台への移転による水不足や肥沃度の低い土

壤などの悪条件と闘いながら、養魚、ガンビルなどの換金作物の栽培がおこなわれていた。このようなことは、きちんと聞き取り調査を行えばすぐわかることである。筆者が最後に訪問した 2015 年 5 月時点でもその現場を確認している。「副収入を得る機会」はあくまで主たる収入の「低下」を補うものであり、主収入源が途絶するような状態には対応できない。求められていたのは生活困窮の実態をいち早く調査・認定し、金銭や現物による生活支援を実施することであった。それこそがコトパンジャン・ダム・プロジェクトを通じた最重要の「教訓」であるはずだ。

「教訓」には「教えさとすこと。」「いましめること。」「(『国語大辞典』小学館) という意味がある。報告書の言葉を借りていえば、カリミ、中山、藤倉らは、「住民の生存を左右する可能性がある調査に対して、『政治的付度』など絶対に加えてはならない」ことを「教訓(いましめ) にすべきではないか。

#### 第 4 節 ダムはこの地域の「経済発展」に不可欠だったのか

「カリミ・藤倉調査報告書」の問題点を検討してきたが、最後に道路の整備に関する「教訓」を取り上げておきたい。報告書には

ダムが建設される前には舗装道路がほとんどなく、村落から都市への移動は容易ではなかった。ダム建設後、移転村落は舗装道路で都市と連結され、アブラヤシやナマズの加工品などの輸送に大きく貢献した。ダムが建設されず道路が整備されないままであったならば、この地域でこれほどの経済発展は見込めなかったであろう。」(35 頁)

と書かれている。

この記述を読むと、移転前の村落は、都市との間で人や物資の近代的な輸送手段がほとんどない「僻地」というイメージである。これは、「インドネシア共和国の辺境の山岳地域」(地裁判決文 170 頁) と同等程度だとする評価と合致する。しかし、控訴審ではこの評価が事実に反するものだという証拠が提出された。①「19 世紀スマトラ中・南部における河川交易：東南アジアの貿易構造に関する一視覚」(甲 B-82 号証 大木 昌<sup>3</sup>『東南アジア研究』18 巻 4 号別冊 1981 年 3 月) や ②「フィールドノート」(甲 C-70 号証 古川久雄<sup>4</sup> 2012 年 9 月)、③「写真報告書」(甲 C-67 号証 遠山勝博 2012 年 6 月) がそれである。この小論で詳細は述べるできないが、①は 19 世紀末のオランダによる支配下では、後にコトパンジャン・ダムが建設されることになる大河カンパル・カナン川が、スマトラの内陸部と外部(シンガポール、マラッカなど)をむすぶ重要な交易ルートであったこと。そして移転前の村々は、この川の流域に発達し、河川交通で栄えていたことを明らかにしている。②は古川教授らが、1981 年 1 月と 1984 年 7 月に、リアウ州都ブカンバルから

<sup>3</sup> 名古屋商科大学商学部(当時)

<sup>4</sup> 京都大学農学博士、同名誉教授

カンパル川沿いの道路をたどって西スマトラ州パヤクンプに至る地域で実施したフィールド調査の記録である。この報告を読むと、自分が自動車に乗って現在はダム湖に沈んでしまった移転前の村々を廻っているような感覚になる。そして1984年に実施された京大チームとの合同調査の際、大木教授が撮影した写真には、道路や自動車の渡し船、小型船の造船所などが記録されている。③は移転した9村の住民18人から提供された写真（撮影時期は1970年代から移転直前の1990年代前半）である。その中には木造中型船の造船所や、村の飲食店にトラックが列をなして停車している写真がある。これらから、この地域が活発な水運と、路線バスや大型のトラックが行きかう道路で都市と連結され、栄えていたことがよくわかるのである。

特に大木論文には、カンパル川と並行した複数の河川交通ルートが示されている。カリミ・藤倉らは、ダムが造られなかった地域とコトパンジャン地域とを比較検討したのだろうか。そのうえで、コトパンジャン地域が「これほどの経済発展」を遂げたのだという評価を下したとは思えない。

## 第5節 小括

以上のように、「カリミ・藤倉調査報告書」は、研究者としての「歴史的汚点」と言っても過言ではない「カリミ・中山報告書」の問題点を糊塗したものだ。その結論となる「まとめ」では、根拠が明らかでない「教訓」を列挙した。そしてこの報告書を「各村落の所得構造などを比較研究することでより多くの知見が得られるであろう。今後の研究課題である」（36頁）と締めくくっているのである。

「知見」とは、①知ることと見ること。見て知ること。多く、神仏が衆生の姿や願いを知る意に用いる。②知識によって立てた見解。または真実の智慧。③知識。見識。（小学館 国語大辞典）だとされる。「研究者としての良心」に立ち返り、移転地で困難な生活を余儀なくされている住民たちの「姿や願いを知る」こと。そしてそこから真実の見解を明らかにして住民生活の改善に貢献することこそ、カリミ・藤倉らに求められる最優先の課題だと言わざるを得ない。

佐藤はこのような報告書を真に受けて、カリミを「案件が始まった当初から地域で起きていることを観察しつづけてきた数少ない地元のベテラン研究者」などと持ち上げ、彼を同行したコトパンジャン地域のごく限られた実地調査に基づいて、この「問題案件」プロジェクトが「優良な案件」になったという評価を下したのである。

## 第3章 『問題案件』のその後」は「政治的偏見」の集大成

コトパンジャン・ダム・プロジェクトにおける非自発的な住民移転について、最新の「カリミ・藤倉調査報告書」を検討した。その結果、住民被害に関する「カリミ・中山調査報告

書」の「政治的」評価は、「新カリミ・中山報告書」以降も引き継がれ、「カリミ・藤倉調査報告書」それを増幅したとさえ言えるものであった。

佐藤は具体的な作業手順として「事例として取り上げる問題案件については、プロジェクトの評価報告書や批判文献を読み込み、そのうえで現地調査を行った。」(同 247 頁)と書いている。しかし、佐藤は裁判において重要な論点になったカリミ、中山、藤倉らの調査報告書の問題について、まったく言及していない。裁判の書証を読んでいるのであれば、控訴人側の指摘に対して自らの見解を述べるべきであろう。あえて無視しているのであれば、カリミらと同様に「研究者としての良心」が問われることになる。それとも、裁判所が評価を下しているから問題はないとでも言うのであろうか。それでは「研究者以前」だということになりはしないか。

ともあれ彼はこの調査結果に基づいて、「従来の援助論の『当たり前』を問いなおす」ことを主張しているのだが、果たしてどのような「当たり前」でない結論を導き出したのだろうか。以下「開発協力のつくられ方」の「第 9 章 『問題案件』のその後」を検討する。

#### 第 1 節 「熱心な批判者」への予断と偏見

少し長くなるが、佐藤の基本的な考え方が述べられている部分を引用する。

批判が批判のためではなく、開発協力の自助努力支援のためであったとすれば、批判がその後の対象地域に与えた影響を知りたいところである。ところが筆者の知る限り、かつての熱心な批判者が自分が問題にした案件の『その後』を調査したという話を聞いたことがない。いくつかの『問題案件』を自分で追跡してみて驚いたのは、そうした案件の中に、いまでは地域の人々に『優良案件』として認識されているものが多くあるという事実であった。」(243 頁: 以下のアンダーラインはすべて引用者による)

1980~90 年代に激しく批判された案件で筆者が現地調査を実施できた 12 案件のうち 10 案件、すなわち 8 割以上が、今では地元の人々に評価される対象に変化していたことは筆者にとって率直な驚きであった。このギャップは、当時の批判が的外れだったから生じたと考えるべきだろうか。筆者はそうは考えない。ここには開発協力が現場の事業レベルでどのように外部の刺激に学び、変化する社会情勢に自らを適応させるか、という重大な論点が潜んでいる。書籍に残るほどの批判にさらされた以上、案件の関係者はそれに応えるために軌道修正しようとしたに違いない。そのプロセスにこそ、開発協力のつくられ方を理解する要諦があるのではないか。(244 頁)

上記の中で最初に指摘しておきたいのは、コトパンジャン・ダム・プロジェクトに対する「熱心な批判者」について、佐藤が一面的かつ事実と反する評価を下し、それを前提にして

自説を主張していることである。

コトパンジャン・ダム・プロジェクトは、「書籍に残るほど」「激しく批判された案件」だというのはその通りである。8396 人も住民たちが日本政府・JICA・JBIC とコンサルタントの東電設計株式会社を相手に日本で裁判を起し、最高裁まで約 10 年にわたって闘い続けたからであり、この裁判闘争を支援するために鷺見一夫や村井吉敬を筆頭に「熱心な批判者」たちが総結集したからである。まさに「問題案件」の象徴だと言っても過言ではないであろう。そして「熱心な批判者」たちは、コロナ感染拡大により渡航が困難になるまで現地訪問を繰り返し、住民たちの生活実態を調査しながら裁判闘争を支援し続けてきた。そのことは控訴審の書証にも『ODA ダムが沈めた村と森』にも書かれている。しかるに佐藤は、「その後」を調査した話を聞いたことがない、したがってそのようなことは存在しない、と決めつけているのである。要するに、佐藤は意図的にこれらの事実を無視したまま、「熱心な批判者」を揶揄し批判するという、研究者として絶対にとってはならない傲慢な態度をとっているのである。一方的な決めつけは撤回すべきである。

次に、佐藤が言う「批判」の定義は全く承認しがたいということである。佐藤は回りくどい言い方をしているが、「開発協力の自助努力支援のため」の「批判」以外は、「批判のための批判」であり、意味がないものだと決めつけている。開発協力を行う主体は、JICA などの援助実施機関であり、その機関の「自助努力」とは援助業務内容の改善ということになる。一方「熱心な批判者」たちがプロジェクトの問題点を批判し改善を求めるのは、目の前で被害を被っている住民たちを救済し、自然環境破壊を食い止めるためだ。結果としてその厳しい「批判」が、「開発協力の自助努力支援」につながっていく可能性はあるが、それが第一目的ではない。批判を真摯に受け止め、被援助国政府と共に発生している被害の拡大を防止し、損害に対する賠償とリハビリを行い、その再発を防止するために「自助努力」する責任は実施機関側にある。これは数十年単位の長期にわたる可能性があり、援助実施機関はこの業務を遂行するために必要な人材を確保し、その費用を負担しなければならない。その責任を「批判者」側に押し付けるのは筋違いである。

## 第 2 節 佐藤の調査は公正か、「優良案件」の根拠は何か

では、佐藤はどのような調査結果に基づいて「1980～90 年代に激しく批判された案件」が「今では地元の人々に評価される対象に変化していた」と判断したのだろうか。

「開発協力のつくられ方」によれば、コトパンジャン・ダムに関する現地調査は、2017 年 9 月と 2018 年 9 月の 2 回行われている。12 の「問題案件」の中で 10 案件は調査が 1 回なのに対して、2 回行われているのは、コトパンジャン・ダムと東北タイ造林事業（2018 年 6 月と同年 9 月）だけである（同 246 頁 表 9-1）。そして現地調査では「長く現地にかかわってきた地元の研究者らの助言をもらいながら、今そこにいる人の暮らしに焦点を絞ることにした。」（同 247 頁）とし、「現地では反対派だった NGO のスタッフ、強制移住など

に伴う「被害住民」や当時の案件担当者へのインタビューを積極的に行った。」(同 247 頁)ともある。さらに、

現地調査の実施期間は 2016 年 9 月から 2018 年 9 月にかけてであり、インタビューの対象は調査案件について長い時間の変化を語ることのできるコンサルタント、現地住民、現地の研究者らを優先した。たとえば、インドネシアのコタパンジャン・ダムではアンダラス大学のシャフルディン・カリミ博士、ビリビリ・多目的ダムではハサヌディン大学ドロテア・アグネス・ランピセラ博士に同行してもらい、筆者の観察が短期的な『スナップショット』に陥らないように注意した。2人は案件が始まった当初から地域で起きていることを観察しつづけてきた数少ない地元のベテラン研究者である。(246～247 頁)

と説明し、この記述には、「3) 本書でも引用した Karimi et al. (2005)や藤倉ほか(2018)はカリミ氏が参加して行われたコタパンジャンの長期的な再評価である」(同 267 頁)という注がわざわざ付けられているのである。

いかにも万全の準備をして調査を行い、誰が見ても文句のつけようのない評価を下したのだと言いたいようである。しかし、アンダーラインで示したように、カリミ、藤倉らの調査報告書が評価のベースに置かれ、同行したカリミから「助言をもらいながら」行われた実地調査が公正なものだと言えるだろうか。この調査が「政治的中立」「客観性」を持ったものだとはい到底認められない。その理由は本稿第 1 章、第 2 章で述べた通りである。

### 第 3 節 疑わしい「優良な案件」の根拠

「優良」の意味を調べてみた。「性質・品質などが他のものよりすぐれてよいこと。」(小学館 国語大辞典)だということである。類語として「良好」があるが、両者の違いは比較する他のものがある場合(優良)か否か(良好)だということである。佐藤があえてこの言葉を使ったのであれば、具体的にはいかなるプロジェクトと比較してコトパンジャン・ダム・プロジェクトを「優良」と評価したのだろうか。それは示されていない。釈迦に説法かもしれないが、重要な評価にかかわる言葉は厳密さが求められる。

さて、前節では佐藤が「カリミ・藤倉調査報告書」を信頼し、その評価の上に立って実地調査をしたのではないかと指摘した。「開発協力のつくられ方」には、その悪影響が如実に見て取れる箇所がある。それは

コタパンジャン・ダムを訪れて印象的だったのは、計画上は水没するはずだった土地(タンジュン・バリット村の一部)が、ダムが完成してみると水没しなかったために、一部の村人たちが移住先から土地利用の目的で戻っていたことであった。

『被害者』であったはずの彼らは、今や移転先と旧村の両方に土地を持つ『勝ち組』になっていた。また、ダムの恩恵が小さいと思われていた上流地域では、採石場で石を売って当初は全く期待できなかったような現金を手にした者、新たに観光ビ



ジネスを立ち上げた者、ダム湖で漁業を営む者など、発電や灌漑といったダム本来の機能を越えたところで生きる道を見出したたくましい人々の姿があった。こうした副次的な経済効果は、当初のダム計画の中には含まれていない。」（同 247～248 頁）

という記述である。筆者が付したアンダーラインの箇所は、佐藤が果たしてまともにこのプロジェクトについて検討したのかどうかを疑わせるものだ。

#### 1) ダム湖内で生活する人が「勝ち組」なのか

「ダムが完成してみると水没しなかった」というのは正確ではない。ダム最上流部の旧タンジュン・バリット村は、ダム完成当初は水没した。しかし、その後なぜか水位が下がり、住民の一部が戻ってきたのである。水位の低下は年々ひどくなり、特に乾季では水没していた住居の土台、旧国道や橋、元の川沿いに作られていた広大な水田跡までが現れるようになっている。上流部でのこのような現象は、ムアラ・タクス仏教遺跡周辺でも現出しており、鷺見一夫や筆者をはじめとする多くの支援者、フォトジャーナリストやルポライターたちがその状況を報告している。とりわけ、テレビ朝日はその実態を特別番組として報道した（2009年9月10日報道ステーション）<sup>5</sup>。水位低下は事実であり、その原因は明らかになっていないが、ダムの構造的な欠陥（漏水等）や予想以上の堆砂の進行などが疑われている。外務省がテレビ朝日の報道に目くじらを立てた「異常現象」を、ダム建設の肯定的な効果だとも言うのだろうか。佐藤の評価は、まったく理解できない。

旧タンジュン・バリット村に話を戻すと、水が引いて姿を現した元の住居に戻ったのは、ダム湖の水位上昇時に床下浸水する程度の数軒だけである。また、戻った理由は、移転直後に与えられた 2 ヘクタールのゴム園から収穫が得られなかったからである。同村の大半の住民の土地は完全に水没し、ゴム樹も枯れ死したのだが、水位が下がったので最上流部の高台にあったゴム樹が枯れ死するのを免れたため、樹液を収穫し、収入を補填したと筆者は聞いている。旧村との二重生活が長期にわたって続いたのは、移転したタンジュン・バリット村のゴム園が整備されるまでかなりの年数が必要だったからである。<sup>6</sup>

では、ダム湖の中で暮らす住民は、そうでない住民より快適で豊かに暮らしてきたのだら

<sup>5</sup> この報道について外務省は「貯水量の不足が原因で、発電目標を達成することができず…」というキャスターのコメントを取り上げ、テレビ朝日報道局長に対し『報道ステーション』におけるインドネシア・コタパンジャンダム事業に関する報道において、以下のような事実誤認等の問題があったことは、我が国の ODA 事業に対する国民の理解を歪めるもので、誠に遺憾であり、厳重に抗議するとともに、貴局に対し適切な対応を取ることを強く求めます。」とする圧力をかけた。「支援する会」は同年 10 月 23 日付で岡田克也外務大臣（当時）に対して「報道機関への政治介入、言論統制を厳しく戒める」よう求める要請書を提出（詳細は『会★ニュース』No.38 号に掲載）するとともに、水位低下に関する現地調査も実施している。また、外務省はこの問題をホームページに公開した。

<sup>6</sup> 本稿の 12 頁において、JBIC の「事後評価報告書」が社会経済的インパクトについて、「本事業の影響を受ける世帯にとって漁業が重要な収入源になるということは、本事業において計画されていなかった」、「これは、再定住世帯に生計を提供するというゴム農園が失敗したという証拠」だと述べ「村の再定住者のほとんどは、以前よりも苦しい生活を経験している」と結論付けていることを指摘している。

うか。今住んでいる旧村の土地や家屋には移転時に補償金が支払われており、もはや彼らに所有権はない。当局から使用が黙認されているだけである。当然ながら電気・水道などの公共サービスは保証されていないので、ディーゼル発電機とダム湖の水で生活している。また学校がないので、子供たちは親のバイクや乗り合い自動車を使って、ダム湖の中の家から移転地の学校へ通っているのである。そして、ダム湖の増水時には水深が浅いとはいえ長期間冠水するためゴムや果物の高木以外、畑地（水田はなかったと記憶している）に植えた作物はダメになる。筆者や「支援する会」代表の鷲見一夫はたびたび現地を訪れ、その都度インタビューし、写真等の記録を残している。<sup>7</sup>

このような場所は、インドネシアの他地域にもある。筆者が確認したのは、2010年7月と11月に弁護士らとともに訪問したジャワ島中部のクドンオンボ・ダムと、同年11月に訪問したウオノギリ・ダムである。そこには、旧タンジュン・バリット村住民と同様の境遇で生活・耕作している「たくましい人々」がいた。特に補償金の受け取りを拒否して闘い続けているクドンオンボの住民たちは、ダム湖の水際に家を建て、雨季の冠水、公共サービスが無いなどの悪条件の中でも居住を続けていた。そして、水が引いた期間に元の水田・畑地を耕作してコメやトウモロコシなどを作り、当局からの立ち退き要求には裁判や行政闘争で抵抗を続けていた。<sup>8</sup> また、ウオノギリ・ダムは堆砂が急速に進んでおり、貯水量の低下を防ぐため、ダムの堤体近くに浚渫船を浮かべ、長大なパイプラインを敷設して砂を下流に運んでいる。その巨額の費用は日本のODAで賄われ続けているのである。<sup>9</sup> ダム湖上流部では広大な田畑が「復活」し、居住が禁止されたグリーンベルトの外側に住む農民たちの黙認耕作地になっていた。しかし、そもそも土地の所有権や耕作権はないため、ダム湖の水位が上がり作物が収穫できなくなっても一切の損害補償はない。このように、彼らは生きるために冠水・水没の経済的リスクを受忍し、生活上の不自由に耐え、当局の圧迫と闘いながら、ダム湖の中やその周辺で生活しているのである。その彼らを「勝ち組」など言うのは信じがたい。

## 2) 非合法ビジネス、村外の富裕層への受益・環境破壊が「経済効果」なのか

ダム湖への土砂の流入を防ぐため、グリーンベルトエリアの木材伐採やその周辺での採

---

<sup>7</sup> 「ODAで沈んだ村 インドネシア・ダムに翻弄される人びと」（久保康之編著 ニンジャ・ブックレット No.6）には旧タンジュン・バリット村に戻って生活している住民からの聞き取り記録が掲載されている。（40頁～44頁）

<sup>8</sup> 現地調査報告は『会★ニュース』No.41号と42号に掲載。

<sup>9</sup> 2004年5月の事業事前評価表（開発調査）によれば、「貯水池上流域には入植者の開墾が後を立たず、貯水池上流域の80%以上の土地が耕作地となっている。このような原因もあり、同流域では土砂の流出が非常に多く、ウオノギリ多目的ダム貯水池の利水容量が約64%程度まで減少し、そのまま放置すると治水・利水機能が著しく損なわれる可能性が出てきた。特に取水口前面については、クドゥワン川からの流入土砂により閉塞しつつあり、（中略）ダムの機能不全に陥りかねない状況になっている。」とし、堆砂対策事業フェーズⅡが2021年度まで行われていた。（総事業費49億5千4百万円の円借款、ちなみにフェーズⅠは総事業費60億6千万円だった。）

石は禁止されているはずだ。私はリアウ州側ではダムサイト近くで、西スマトラ州側ではダム湖に沿って敷設された国道のすぐそばで、採石している現場を見たことがある。一つ間違えば石の崩落で命を失いかねない、とても危険な作業現場であった。聞けば、権力や財力を持つ元軍人や「反社会集団」などが生活に困窮する住民を使って、違法に採石を行っているということだった。中には正式に許可を取った業者もいるのかもしれないが、佐藤はそれを確認したのだろうか。非合法的な労働によって得られた現金収入ならば、それが「副次的な経済効果」だなどとは、とうてい言えないであろう。また、川床の石を集めて売る仕事については法律で禁止されていないかもしれないが、重労働の割に大きな収入にはならない。<sup>10</sup>

さらに、ダム湖で行われている淡水魚養殖についても評価は異なる。筆者が確認した限りでは、移住した村の周辺にため池を作り、住民たち自身が行っている養殖漁業は非常に零細だ。そして、立地条件の悪さや資金・技術の不足のため、成功例はごく限られている。一方ダム堤体近くの湖面には養殖用の大型筏がひしめき合っており、ダム湖の水際には餌や出荷する魚を運ぶ多数のモーター船のためのコンクリート製船着き場や、倉庫、事務所、労働者たちの食堂兼宿泊所を備えた「養殖基地」が作られていた。その「基地」と国道の間には連絡道路が建設され、頻繁に大型トラックが出入りしていた。その経営者たちはコトパンジャン地域外の富裕層（多くはジャワ系や中国系の資本家とのこと）であり、移転村の住民たちは労働者として働いているということであった。また、筆者が訪問した時には、おびただしい数の養殖筏で撒かれる餌で湖が富栄養化し、湖面が大型浮草で覆われていた。そして発電機の損傷を防ぐために、堤体近くに長大なダムフェンス（網場）が張られていた。村人は、ダム湖の水質の悪化が、そこに流れ込む支流の水質も悪化させ、支流での漁獲量低下を招いていると言っていた。移転を余儀なくされた住民の側から見て、これらを「発電や灌漑といったダム本来の機能を超えた」「副次的な経済効果」だと肯定できるだろうか。

最後に佐藤の言う「観光ビジネス」とは何を指しているのだろうか。筆者が現地に行くたびに立ち寄るタンジュン・アライ村近くの「簡易レストラン」群（日本でいえば壁のない屋根と床だけの『海の家』や川岸の『納涼床』といったもので、宿泊設備などはない）のことだろうか、それらはダム湖が一望できる国道沿いの高台に立ち並んでいる。それともムアラ・タクスの仏教遺跡を観光資源として整備していることを指しているのだろうか。この遺跡はダム湖のすぐそばにあり、景色が良いので観光客を集める可能性はある。しかし残念ながら遺跡の規模が小さく、国道から離れていてアクセスに時間がかかる。筆者が最後に訪問した時点（2015年）では、簡易な売店と30人程度が利用できる休憩施設や建設中の小規模な遊園地があった程度で、「ビジネス」と言えるほどの規模ではなかった。2016年以降に道路が整備され、筆者が知らない新たな「観光ビジネス」が成功を収めているのなら、ぜひ教えていただきたいものだ。

以上検証したように、佐藤はコトパンジャン・ダム・プロジェクトが「優良な案件」であ

---

<sup>10</sup> 「ODAで沈んだ村 インドネシア・ダムに翻弄される人びと」（久保康之編著 ニンジャ・ブックレット No.6）の聞き取り報告「クタルネヒさんの場合」の最後に関連した記録がある（65頁）。

り、多くの副次的経済効果が生み出されていると力説しているのだが、一つ一つが実は全く的外れで事実を反映していないことは明らかである。これは何よりも、佐藤が真摯に現地の実情と向かい合った調査をしていなかったことを示唆している。

筆者は 2002 年以來、10 年以上にわたってコトパンジャン現地を訪れ続けてきた。その間、日本の裁判闘争に参加した村は最低でも 2 回、多い村は 10 回以上訪問し、原告がいない村（プロウ・ガダンやマヤン・ポンカイ）も最低 1 回は訪問している。だからと言って、筆者が指摘した内容のみが真実だと言うつもりはない。直近の訪問は佐藤の訪問より 3 年ほど前になるし、西スマトラ州の国立大学教授であるカリミはもっと頻繁に現地を訪問しているかもしれないからだ。そして、通訳者の問題（ミナンカバウ語とインドネシア語との二重通訳）や、筆者の知識や理解力不足による聞き違いなどが当然あるかもしれない。しかしそれを割り引いても、佐藤の実地調査報告は筆者が現地を訪問し、確認した事実と大きく異なっている。指摘した事項は、「優良な案件」評価の重要な要素とされているので、ぜひその真偽を確認し、誤りがあれば訂正して公表すべきである。

## 終章 貧しい住民は「自業自得」なのか

佐藤がカリミに導かれて、2 回にわたって行った実地調査の報告は、非常に一面的かつ事実と反するものが、かなり含まれていると言わざるを得ない。それに加えて自ら住民に質問し、その回答を根拠として「以前より生活が貧しくなった住民」は「自業自得」だという評価を下している。この調査方法と結果の評価については、「研究者としての良心」を疑うものであり、全く同意できない。

### 第 1 節 回答を誘導する恣意的な調査

実地調査時に、佐藤が行ったインタビュー調査の方法とその結果が書かれている個所をそのまま引用する。

筆者はビリビリとコトパンジャン、そしてボロブドゥールで住民たちに「プロジェクトによって以前より生活が貧しくなった住民はいるか」という質問を繰り返しぶつけてみた。なるべく批判者の目線に立ってみようと考えたのである。この質問への答えにさほどの幅がなかったのは意外であった。「そうした村人はいるが、それは補償金を散財してしまったのが理由で、プロジェクトのせいではない。自業自得である」という見方が支配的だったのだ。つまり、プロジェクトによって高騰した土地価格に基づく大きな補償金を手にした村人が、後先考えずにお金を浪費したという話である。」（同 256 頁）

この記述から、佐藤の調査には不自然な点が多々あることがわかる。

不自然さの第 1 は、彼があえて「批判者の目線に立って」と書いていることだ。そのよう

に書く意味は何なのだろうか。まさかプロジェクトに批判的な人物を装って質問したということではないだろう。すると、「中立の（もしくは肯定する）目線」なら、質問の中に「以前より生活が貧しくなった」という言葉は入れないということなのだろうか。これは、「批判者に不利な回答が多数だった」と強調するため、意図的に挿入された「逸話」だと言わざるを得ない。

第2は、インタビューした方法が具体的に示されていないことだ。いつ、どこの村で、何人に質問したのか。そして回答者についての最低限の情報（男女の別や年齢、職業など）を示さない調査結果は意味がない。これは研究者であれば、社会調査を行う際の基本中の基本であるが、佐藤はその基本を無視して自分の主張に沿う結論だけを述べている。

第3に、質問の中になぜ「プロジェクトのせい」という言葉を入れたのだろうか。この言葉によって質問を受けた大多数の住民は、「金を使い果たした人間が悪い」という回答に誘導される。貧しくなったのは「プロジェクトのせい」だと回答すれば、それはどういうことか説明しなければならなくなるからである。その場合、住民に移転を強いたことに問題があり、その責任はダムを建設したインドネシア政府や、ODA 資金を出した JBIC や日本政府、設計・施工・管理をした日本のコンサルタント会社（東電設計株式会社）にあると答える住民はほとんどいないだろう。

第4に、佐藤は以上のようなインタビュー調査の結果から、『そうした村人はいるが、それは補償金を散財してしまったのが理由で、プロジェクトのせいではない。自業自得である』という見方が支配的だった」と書いている。「見方が支配的」という表現もまた「不自然」だ。数字を示さず、わざわざ漠然とした表現をすることには、何らかのごまかしがあると疑われても仕方がない。

さらに、インタビューに関して注意すべきことは、インタビューする側とされる側の立場の違いである。佐藤は日本の東京大学教授であり、同行したカリミはアンダラス大学教授である。小学校も出ていない村民も多かったという状況で対等なインタビューができたのだろうか？

また、現地の住民が直接に「自業自得」に該当する言葉を使ったのか、もしそうならそれはどのような言葉（現地語であれインドネシア語であれ）であったのかを示す必要がある。そして、通訳をしたと思われるカリミは、「自業自得」をどのような言葉（おそらく英語）で佐藤に伝えたのだろうか？「自業自得」という表現はカリミないしは佐藤がそのように解釈した言葉である可能性もある。いずれにしても、「自業自得」は、佐藤が執筆した第七巻のキー概念である「自立と依存」と一対をなす重要な概念なので、その経緯をはっきりさせる必要がある。

客観的なデータが示されていないため、今のところ佐藤が実施したインタビュー調査の結果確実に言えるのは、インドネシアの3つの ODA プロジェクトが行われた地域で「以前より生活が貧しくなった住民はいる」という共通の回答があったということだけだと思うのだがいかがだろうか。

## 第2節 村井の指摘

調査のずさんさを棚に上げ、佐藤は「この質問への答えにさほどの幅がなかったのは意外であった。」などを書いて、「それは補償金を散財してしまったのが理由で、プロジェクトのせいではない。自業自得である」という意見が当該地域の多数意見だと強調している。しかし、1996年の住民移転完了以降行われた数々の調査報告書において、「自業自得」などという評価を下したものはなかった。佐藤が言う「補償金の浪費」問題を調査・報告したのは、「アンダラス大学調査報告書」（1996年）のみである。

この調査が行われたのは、住民に約束された移転村のゴム園整備が完了していないにもかかわらず、インドネシア政府がダムへの湛水を強行しようとしていた時期である。移転後はすぐにゴム園からの収入で生活できると考え、補償金を使い果たした住民が生活に困窮することは明らかであった。

この調査結果を要約し、住民が補償金を使い果たした原因を明確に指摘しているのが「村井意見書」（前掲）である。重要な指摘なので、少し長くなるが関係する部分を引用する。

シャフルディン・カリミによるアンダラス大学経済・発展研究所の調査報告書（② Syafuruddin Karimi, Socio Economic Impact Study of Koto Panjang Hydro Electric Power Plant Project, Institute of Economic and Development Studies (IEDS), Faculty of Economics, Andalas University, Padang 1996）も、住民の移転や補償について不安を抱いていただろう OECF が依頼したものである。ダム完成後の移転した居住地での生活状況を、移転前の状況と比較したもので、10村 4159 世帯から、各村 50 世帯のサンプル調査である。多くのアンケート項目と調査結果が示されているが、ここではそのうちのいくつかを紹介する。よく補償金はオートバイなどの消費財に使われてしまったとの指摘があるが、調査ではダム完成以前の所有率が 24.4% だったのに対し、完成後の現在では 27.8% と大きな増加があったとは言えない。カラーテレビは 9.8% から 17.4% に増加している。水の供給についてはよくなったとする者 25% に対し悪化したとする者が 66% にもなっている。電気については 44.8% がよくなったとしているのと対照的である。（中略）もう一つの問題は補償費支払いのタイミングである。移転に比べ、補償費支払いが早過ぎたため、人びとはその補償費で生活をエンジョイしてしまった。現場で働くよりもレジャーが優先され、町に出たり、娯楽に興じることが急増した。人びとは競ってカネを使った。だから多くの人びとは移転する前にカネを使い果たしてしまうことになる。バトゥ・ブルスラット村、ムアラ・タクス村、コト・トゥオ村、バンキナン中核農園などでは人びとは競ってオートバイを買った（これはアンケート結果と一致していない、村井吉敬）。人びとが急激にカネの暮らしに巻き込まれるようになったのは、人びとの責任だけではない。それはほとんどすべての

人びとを巻き込んだいくつかの要因に起因するものである。政府も、村の指導者も、氏族のリーダーも、人びとが将来どのように暮らすのかについて何の準備もしなかった。多くの時間が移転を承諾させるために費やされた。人びとの人的資源としての質が低いということに気がつかなかったこともその要因の一つである。調査の結果、回答者の過半数は小学校教育すら終わっていないことが明らかになった。責任ある当局の周到な準備なしに、人びとが自らを組織するに任せるのは賢明なことではないだろう。この地域の人びとはその教育水準から来る人的資源の質は、環境の変化に適切に調整して生活を改善できないのだ。（中略） アンケートによれば回答者の 30%のみが生活の改善があったことを体験している。残りの人びとは暮らしが貧しくなったと感じている。（『意見書』29 頁—31 頁：アンダーラインはすべて引用者による）

以上のように村井は、アンダラス大学の調査報告書によって、住民たちが補償金を散財したのは「人びとの責任だけではない」という結論を下している。そうなったのは、「政府」、「村の指導者」、「氏族のリーダー」たちが、人々の教育水準なども考慮しながら防止対策を講じなかったことにあると指摘しているのである。佐藤は約 20 年前にカリミが中心になって提出した「アンダラス大学調査報告書」を、当のカリミに案内してもらって実施した「インタビュー調査」で否定したのである。もしカリミがこの「自業自得」論を肯定するのであれば、彼は「人間としてのモラル」が全くない人物だと言わざるを得ない。

### 第 3 節 「自業自得」論は ODA 擁護のため

最後に『問題案件』のその後において、佐藤が主張する『補償金の使い方までは責任をもてない』というのが実施機関と当該政府の立場であることは理解できても、ODA 批判が生じた段階で現地の実態に則して補償金の渡し方を相手国政府に助言する余地はあったはずである。（同 256 頁）について検討する。

この主張の問題点は「ODA 批判が生じた段階」の具体的な時期と内容を明らかにしていないことである。コトパンジャン・ダム・プロジェクトについては、その建設前から批判があり、建設中、建設後、現在に至るまで批判は続いている。しかし、それぞれの時期によって批判のポイントは異なっている。前節で明らかにしたように、この時の「批判」の焦点は、移転地でのゴム園が収穫可能な状況になっていないにもかかわらず、インドネシア政府がダムへの湛水を強行したことであった。ダムへの湛水で旧村のゴム園が水没する直前の住民たちは、補償金を使い果たして約 70%の住民が「暮らしが貧しくなったと感じている。」（前掲『村井意見書』）状態であり、ゴム園からの収入がなければ生存が危うい状況になることは明らかだった。だからこそ住民たちは、ゴム園整備の約束を果たさずに湛水を強行した政府に対して抗議の声をあげたのである。

このような事態の中で、日本政府が恐れたのは日本の ODA に対する国際的批判が高まる

ことであった。そこでインドネシア政府に対して湛水を一旦中止し、移転前の村に残っているゴム園から、住民たちが収入を得られるようにするよう働きかけた。しかし結局インドネシア政府は、湛水の中止をおこなわなかったのである。このような事実経過は日本の裁判を通じて明らかにされており、第一審で原告・被告間での「争いのない事実」として認定されている。

佐藤はあえてこの事実経過を伏せ、「自業自得」論を持ち出して「暮らしが貧しくなった」責任をすべて住民にかぶせた上で、問題をインドネシア政府による「補償金の渡し方」に矮小化している。そして、OECF（当時）と日本政府は「補償金の使い方までは責任をもてない」という立場ではあるが、「現地の実態に則して補償金の渡し方」をインドネシア政府に「助言」すべきだったと言うのである。すでに確認したように、この主張は全く現実を無視したものだ。ODA 供与国である日本政府がやるべきだったのは、あくまで当初計画通りの湛水を進めるインドネシア共和国政府に対して、融資の中止を含めたより強力な「勧告」で湛水中止を迫ることだった。これこそがコトパンジャン・ダム裁判の重要な争点でもあったのだ。

佐藤は「住民の移住及び補償の問題は、借入国政府の内政上の問題であり、日本国政府及び基金は、本件プロジェクトに当たって、インドネシア共和国政府の主権に属する原告住民らに対し、非自発的移住に対する注意義務を負うものではない」（東京地裁判決文 147 頁）という裁判所の判断を追認し、現実離れた「助言」が解決策だと主張しているのである。このような見解に立つ限り、新たな ODA プロジェクトによる発展途上国での住民・環境被害が拡大・再生産され、「ODA 批判」がやむことはないだろう。

#### 第4節 むすび

佐藤は「少数の犠牲ならよいというつもりはない。だが『誰一人の犠牲も出さない』ことを短期的に実現しようとするれば、すべての開発はストップすることになる。」(255 頁) と主張する。結局のところ開発は必要であり、多少の犠牲はやむを得ないと言っているのである。その一方で、「開発協力とは、もともと現場にあった著しい格差や不平等の上に実施される事業であるという認識が、実施機関の側にまずもって必要なのである。」(同 256 頁) とも言う。これは、現在の実施機関 (JICA) には、ODA プロジェクトが実施される途上国の「著しい格差や不平等」に対する認識が不十分だという指摘であろう。

そして記述は前後するが、

「富も権力もない民衆の視点から開発を見る」(村井 1982 : 7) という村井の問題設定は、直ちに解決策を導くものではない。それでも、彼の視点はそもそも開発協力が必要だったのかという根本的な問いに私たちを立ち返らせる力をもつ。これは開発事業を長期的な視点から健全化するために欠かせない問いである。(同 181 頁)



と言うのである。それはつまり、村井の言う「民衆の視点から開発を見る」場合、開発協力は不要だったという結論が出る可能性があるということだ。多少の犠牲はあっても開発は必要との立場に立つ佐藤は、村井の主張を「直ちに解決策を導くものではない」と退ける。しかし全否定ではなく、「開発事業を長期的な視点から健全化するために欠かせない」と言うのだ。佐藤は「長期」がどのくらいの時間（年数）なのかや、「健全化」の意味を明らかにしていない。結局佐藤は、開発事業による「犠牲」は今後も長期にわたって必然的に発生するので、それを最小化していくために、「民衆の視点から」の「開発協力は不要」だという批判を役立てればよいと言っているのである。

佐藤はこの主張を、「その意味で政府の論調に対してははっきりとした対立軸を示すような議論が昨今の ODA をめぐって見られないというのは不気味ですらある。」（同 181 頁）と結んでいる。このように、佐藤は政府の論調にたいする対立軸の重要性を強調する。しかし、「民衆の視点から開発を見る」という村井の視点を評価しながらも自らはその対立軸を具体的に何ら示していない。現代では、住民の社会経済的福祉の向上、環境保全などほか、現地社会の格差の是正も開発の重要な課題であり、対立軸とすべきであろう。（了）